

議案第4号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、資源物金属類のごみを出す際の利便性の向上を図るため、日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

一般廃棄物処理手数料の資源物金属類の手数料について、小袋に係る手数料を追加する。

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表(第9条関係) 一般廃棄物処理手数料				別表(第9条関係) 一般廃棄物処理手数料					
種別	取扱区分		手数料	種別	取扱区分		手数料		
略				略					
ごみ	収集・ 運搬及 び処分	略		ごみ	収集・ 運搬及 び処分	略			
		資源物	金属類			大袋1袋につき	15円	資源物	金属類
					小袋1袋につき	10円			
	略		略		略		略		
略				略					

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の資源物金属類の袋で残存するものは、当分の間、この条例による改正後の資源物金属類の大袋として使用することができるものとし、一般廃棄物処理手数料の収集、運搬及び処分に係る手数料については、この条例による改正後の資源物金属類の大袋とみなして、改正後の別表の規定を適用する。